

令和5年度

轟木小学校いじめ防止基本方針

八戸市立轟木小学校

八戸市立轟木小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

1 はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち本校の児童が、安心して楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を実現するために「轟木小学校いじめ防止基本方針」を策定した。特に、令和2年度からコロナウイルス感染症やその予防（マスクの着用等）にかかわるいじめも見逃さず対応していく必要がある。

以下、本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高め、偏見による差別をしないようにします。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導と対応を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

このことを念頭におき、下記に本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現をめざす。

2 いじめとは（「いじめ防止対策推進法」第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であっていじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

また、いじめの解消は、「いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること」、「いじめを受けた児童が心身の苦痛をかんじていないこと」の2つの要件を満たすことである。

学校は、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、適宜且つ迅速に対応する。

3 校内体制

(1) 「情報交換・情報共有」

月に1回、全職員で児童の現状や指導、対応についての情報交換、及び情報共有を行う。また緊急時の場合は、速やかに行う。

(2) 「いじめ防止委員会」

いじめの早期発見、早期対応、早期解決に向けての取組を行うための組織として「いじめ防止委員会」を設置する。

4 基本的な方針

全教職員が協働し、組織としていじめの防止、早期発見、対処に取り組む学校を創る

(1) いじめの未然防止について

①教頭、教務主任及び生徒指導主任を中心としたいじめ防止委員会を設置し、定期的な会議を実施し、いじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画を作成する。

ア いじめ防止委員会において、児童や保護者アンケートを活用し、分析し、いじめの早期発見・早期対応を図る。

②生徒指導主任、特別支援教育主任を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。

ア 好ましい人間関係の構築を図ると共に、校内教育相談体制・支援体制を強化し教育相談や教育支援機能を充実させるために、定例の特別支援教育推進委員会を開催しながら特別支援教育主任を中心に、教師全員のカウンセリングマインドの向上をめざし、児童や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。

③いじめ防止に対処するための校内研修を計画する。

④児童会を中心に児童が主体となってルール作り等を行い、いじめの防止に努める。

ア 児童集会を開催し、児童会による奉仕活動等の児童間の豊かな交流を図る活動を実践させ、望ましい集団づくりに努める。

⑤学校としての取組

ア 児童と接する機会を多く持ち、話を聞き、思いを理解しながら、児童の良さや個性を伸ばす努力をする共に、道徳の時間を中心として全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について考えさせる。

イ 児童に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させると共に、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級作りを工夫させる。また、問題行動の指導に当たっては、焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さずを常に意識し、きめ細やかに愛情を持って指導する。

⑥保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。

ア 保護者会、地域学校連携協議会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方々に理解を求め、協力体制を整える。また、学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。

⑦教職員、児童、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に活かす。

(2) いじめの早期発見・早期対応について

①早期発見に向けて・・・「変化に気づく」

ア 「いじめはどの学校でも、どの児童でも起こりうるものである。」という認識に立ち、児童の様子を担当や周りの教員で見守り、共有する場を設ける。(職員会議、校内支援委員会、放課後等)

イ アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みを把握して、共に解決していこうとする姿勢を示すとともに、児童との信頼関係を深める。

②相談ができる体制を・・・「誰にでも」

ア いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。

イ いじめられている児童や保護者からの訴えには親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを真摯に受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。

ウ いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましや言葉かけを行う。

エ いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止委員会を通して校内で情報を共有する。

(3) いじめの解消に向けた取組について

①いじめられた児童への対応

ア 児童や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、生徒指導主任を中心としたいじめ問題対策協議会を設置し、児童から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応し、重大事態とならないよう対処する。

イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。

- ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- エ いじめられた児童を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。
- オ 養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- カ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- キ 家庭訪問の実施等を行い、児童に安心感をもたせる。
- ク 教育委員会に事実関係を報告する。

②いじめた児童への対応

- ア 事実確認を行いいじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に活かす。

③学校としての取組

- ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- イ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら児童が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- ウ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用しながらいじめのない学校にする。

(4) 重大事態発生時の対応

①重大事態とは

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ウ 児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があったとき
 - ※1 児童が自殺を企図した場合
 - ※2 児童に精神性の疾患が発生した場合
 - ※3 児童が身体に重大な障害を受けた場合
 - ※4 児童が金銭を奪い取られた場合

②重大事態の報告

- ア 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

③重大事態の調査

- ア 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、SC等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ウ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえること。